

食品安全委員会プリオン専門調査会 第52回議事録

1. 日時 平成20年10月31日（金） 15:00～17:10

2. 場所 食品安全委員会7階 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐専門委員、門平専門委員、佐多専門委員、
筒井専門委員、永田専門委員、堀内専門委員、山田専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員

(説明者)

厚生労働省 道野輸入安全対策室長、

農林水産省 沖田動物衛生課長補佐

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、酒井情報・緊急時対応課長、

猿田評価調整官、横田課長補佐、

5. 配布資料

資料1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評
価）の進捗状況について

資料2 生体牛及び食肉の評価の比較（暫定版）

資料3 オーストラリア・メキシコ・チリ・ブラジル・ハンガリーへの追加確認
が必要な事項（案）

資料4-1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにコストリ

- カから提出された回答（仮訳）
- 資料 4－2 国別情報整理シート（コスタリカ）（暫定版）
- 資料 4－3 生体牛の評価の試行結果（コスタリカ）（暫定版）
- 資料 5－1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにニカラグ
アから提出された回答（仮訳）
- 資料 5－2 国別情報整理シート（ニカラグア）（暫定版）
- 資料 5－3 生体牛の評価の試行結果（ニカラグア）（暫定版）
- 資料 6－1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにパナマ
から提出された回答（仮訳）
- 資料 6－2 国別情報整理シート（パナマ）（暫定版）
- 資料 6－3 生体牛の評価の試行結果（パナマ）（暫定版）
- 資料 7－1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにホンジュ
ラスから提出された回答（仮訳）
- 資料 7－2 国別情報整理シート（ホンジュラス）（暫定版）
- 資料 7－3 生体牛の評価の試行結果（ホンジュラス）（暫定版）
- 資料 8 BSE対策に関する調査結果（平成20年3月末現在）
- 資料 9 ピッシングに関する実態調査結果について
- 資料 10 米国における対日輸出認定施設等の現地査察結果
- 参考資料 1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評
価）評価手法（案）

6. 議事内容

○吉川座長 それでは、定刻となりましたので、第 52 回「プリオン専門調査会」を開催したいと思っております。

本日、10 名の専門委員が御出席になっております。

食品安全委員会からは、見上委員長、小泉委員、長尾委員それから、廣瀬委員に御出席いただいております。

本日、厚生労働省及び農林水産省から報告事項があります。担当の方に来ていただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

今日の全体のスケジュールに関しては、お手元の資料第 52 回プリオン専門調査会議事次

第がございますので御覧ください。

それでは、最初に事務局から資料の確認をお願いします。

○猿田評価調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに 19 点ございます。

まず、資料 1 「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）の進捗状況について」。

資料 2 「生体牛及び食肉の評価の比較（暫定版）」。

資料 3 「オーストラリア・メキシコ・チリ・ブラジル・ハンガリーへの追加確認が必要な事項（案）」。

資料 4 以降が枝番付きの資料でございます。まず、資料 4-1 「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにコスタリカから提出された回答（仮訳）」。

資料 4-2 「国別情報整理シート（コスタリカ）（暫定版）」。

資料 4-3 「生体牛の評価の試行結果（コスタリカ）（暫定版）」ということで、4-1 から 4-3 まで 3 点のセットでコスタリカの資料となっております。

以後、枝番のある資料が 3 セット続きます。

資料 5-1 から 5-3 がニカラグアのもの。

資料 6-1 から 6-3 までがパナマのもの。

資料 7-1 から 7-3 までがホンジュラスの資料、それぞれ 3 点で 1 セットのものがございます。

資料 8 「BSE 対策に関する調査結果（平成 20 年 3 月末現在）」。

資料 9 「ピッシングに関する実態調査結果について」。

資料 10 「米国における対日輸出認定施設等の現地査察結果」。

参考資料 1 「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）評価手法（案）」。

以上の資料を用意させていただいております。不足の資料等ございましたら、事務局までお声かけください。

また、これまで配付させていただいた資料は、お机の上のドッジファイルの中にとじてございます。適宜御覧いただきたいと思っております。

事務局からは、以上でございます。

○吉川座長 資料に関して、お手元でございますか。

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思っております。

最初に、今日、自ら評価を行う前に、順番を変えてリスク管理機関からの報告をいただきたいと思います。審議していると、どうしても時間をとるのが厳しくなりますので、今日は先に報告をいただいて、その後、じっくり議論をしたいと思います。

平成 17 年 5 月、我が国における牛海綿状脳症対策に係る食品健康影響評価をしたわけですが、この結果を踏まえて、リスク管理機関が実施した管理措置の遵守状況について、定期的に報告を求めるということを専門調査会として決めたわけですが、それに関して、定期的に報告をその後もいただいているわけです。

今回、BSE 対策に関する調査結果、それから、と畜場でのピッシングに関しての実態調査結果が得られたということで、厚生労働省から報告をいただきたいと思います。

今日は、道野輸入安全対策室長にお越しいただいております。

それでは、説明をお願いします。

○道野輸入安全対策室長 厚生労働省の道野でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料 8 に基づいて御説明申し上げます。

今、吉川先生から御紹介いただいたとおり、我が国の BSE 対策の評価をいただいた際に、BSE 対策の遵守状況について、国の方でフォローアップしていくというような御提言をいただきまして、その後、半年おきに BSE 対策の内容について都道府県を通じて調査をするということを実施してきております。

勿論、と畜情報に基づく BSE 対策の施行につきましては、都道府県の事務といいますか、都道府県知事が責任を持ってやるということでありまして、国の方で、こういった実施状況について定期的にチェックをするということで、遵守の推進をしていくというような趣旨でございます。

調査結果につきまして、簡単に御説明いたします。

大きな数字の移動のあったところとお考えいただければいいと思いますが、基本的に牛のと殺を行なっていると畜場というのは、全体で 154 施設、これは変わってございません。

通常の牛のスタンニング法につきましても、大きな変動はございません。

ピッシングにつきましては、もう一つ資料もあるわけですが、全体的な数字といたしましては、ピッシングを行なっていると場が昨年 10 月から今年 3 月末にかけて、34 施設から 10 施設に減ったということでございます。

ピッシングを実施している施設の中で、ほぼ全頭について実施しているところがあるのが 7 施設。それから、状態によりということで 2 施設となっております。あとまれに行なっているのが 1 施設ということで、全体にピッシングを行なっていると畜場は減ってきてい

るという傾向でございます。

次のページ、全体として大きく数字の変わっているところは、特定部位の焼却、5番のところでございますけれども、産業廃棄物処理業者に委託しているところはかなり増えております。

もともとはと畜場内での焼却施設で焼却するということは基本でございますけれども、関係法規で規制が厳しいということもあって、外に委託するという傾向が出てきているのかなと思います。

あと、市町村、これは多分産業廃棄物ではなくて、市町村が通常経営しているのは、一般廃棄物の処理施設なので、そういったとこでの処理というのも若干増えてきているというような状況でございます。

次に資料9、ピッシングに関する実態調査結果ということでございまして、ピッシングにつきまして詳しい数字を御紹介したいと思います。

3月末現在での調査ということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、10施設について中止がまだ行なわれていないということで、全体の94%が中止、6%がまだ継続というような状況になっています。

この10施設につきましては、ピッシングの中止状況でございますけれども、20年6月現在で中止済みのところが4施設既にございまして、残り6施設という状況になっております。

6施設につきましては、いずれも今年度中に中止するというようなことで、個別施設からの報告も聴取してございます。

次のページ、自治体ごとに整理したものでございまして、こうすると、ほとんどどこのと畜場かわかるわけでございますけれども、平成20年度中に対応する6か所につきましては、東京都、大阪府、和歌山県、横浜市、岡山市という内容になっております。

これは、あくまで推計値でございますけれども、参考のところには、実際に3月時点での数字として、中止予定頭数の推計ということで、実際に3月の時点でのピッシングを中止したところで処理をされた牛の数の割合というのは、全体の84%というような状況でございます。

以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。評価したときに、ロードマップというか、現状からどういう格好で改善していくのか、年次別のもできれば数値で量的にやるというだけではなくて示してほしいということで、一応、20年3月末までに予定としては終える

というプログラムで、本当にできるのかなど、当時は多少危惧もあったんですけども、順調に進行していると、うまくいけば、21年3月末で、一応ピッシングを前端的に中止できるという報告ですけれども、どなたか御質問はございますか。

よろしいですか。どうもありがとうございました。今後ともBSEに関する管理措置の状況等について、情報提供をお願いします。

次にもう一つ、米国における対日輸出認定施設の現地査察の結果が出たということで、これについて報告していただきたいと思います。

米国産牛肉の評価をしたときに、輸出プログラムの遵守に関する検証結果について、評価者として報告を受ける義務があるんだという、自らにそういう責任を課したわけですけれども、それに当たって、これまでも査察結果について何回か報告をいただいておりますけれども、本日、厚生労働省からは引き続き道野室長、それから農林水産省からは動物衛生課の沖田課長補佐にお越しいただいております。

それでは、説明をお願いします。

○道野輸入安全対策室長 それでは、資料10に基づいて御説明をします。

米国における対日輸出認定施設等の現地査察ということで、8月の後半2週間に対日輸出認定施設9施設、米国ですけれども、それから未認定の子牛の処理施設、これは米国側の要望があって、そちらについても調査をいたしました。

資料の1ページ目、結論的なこと等が少し書いてございまして、1としては、一部の施設に対して指摘事項があったものの、対日輸出条件に直接影響するものではないということでございまして、いわゆるマイナーなポイントということが多かったということでございます。

これにつきましては、米国側のルールというのがあって、30日以内に施設により改善措置がとられるということになっておりまして、これは時間が経過しているわけですが、一応、改善の措置はとられたということについては、外交ルートを通じて、その情報は入手しております。

2番目といたしましては、対日輸出基準に合わない製品を過去に輸出して、日本側の検査なり、それから国内で見つかったというような事例が幾つかあったわけですが、それに関連した2施設について、再発防止措置の確認をいたしました。

これにつきましては、おおむね米国側から報告のあった内容が確認できた。多少追加措置も含めて、今後の再発防止措置が可能だろうということで、輸入手続の保留を解除するというような結論になってございます。

内容について、若干御説明をいたしますと、資料の4ページを御覧ください。

2ページ、3ページは概要資料ですので、また、簡単に情報が必要なときに御覧いただければいいと思います。

4ページ以降を御覧いただくとして、査察の全体的な構成と申しますか、概要を御説明申し上げます。

まずは、4ページに「Ⅱ. 施設調査の結果」と書いてございますけれども、通常査察の結果ということで、毎年やっている査察の内容について簡単に御説明しますと、まず、1つは対日輸出プログラム、それから米国の場合には、と畜場では HACCP が義務化されています。

そういったことで、こういったプログラム、それから HACCP プランの内容について、前回の現地査察以降の変更内容、変更があった場合には、その内容について確認をするというようなことをやっております。

もう一つ(2)でございますけれども、対日輸出された製品に関する生体受入、月齢確認、SRMの除去、それから部分肉処理及び出荷等の記録のチェックということでございまして、これは日本に輸出されたものにつきましては、それぞれ衛生証明書というので、米国の農務省が発行した証明書が付いておりまして、それにはと畜の年月日だとか、いつ処理したかということが細かく書いてございますので、その内容につきまして、現地に持っていきまして、その証明書が添付されて輸出された牛肉について、生体の段階までさかのぼって、対日輸出基準が遵守された形で処理がされたのかどうかということの記録をチェックしていくという作業でございます。

5ページの(3)でございますけれども、実際に施設の中で対日輸出製品に関する現場の作業をチェックするというので、今、申し上げたとおり、生体の受入から出荷までの作業の状況についてチェックをするというようなことであります。

勿論、できるだけ対日輸出の作業をやっている日を選んでいくように、もしくは向こうにスケジュールを合わせてもらっているのですけれども、どうしてもできないケースという事もあります。その場合にはデモンストレーションというようなもので確認をしております。

6ページ、結果でございます。指摘事項としましては、冒頭申し上げましたとおり、対日輸出基準に直接影響するというようなものはございませんでしたけれども、幾つかのものがああります。

代表的なものを御説明いたしますと、企業内で内部監査をするという仕組みになっており

まして、その内部監査が手順とおりに行われていない、手順に欠けていたというようなものがございました。

あとは、マニュアルとか手順書の関係でございますけれども、日本向けに輸出できない部位が記載されていたとか、実際に置かれている手順と整合しないというようなものであるとか、というのは、実際に行われている手順は正しい手順なのですけれども、手順書の方が間違っているというようなケースもございました。

3番目は、米国の農務省側の査察で指摘事項が出ると、当然、先ほど申し上げたような30日以内の改善というルールになっているわけですが、それが十分に行われていないケースというのがございました。

4番目につきましては、これはペーパーワークの問題でございますけれども、同一企業内で、1つの企業で幾つかの工場を持っているというケースがあるのですが、その取扱いが不統一であったというような例でございます。

あと、対日輸出向け処理ではない作業でありますけれども、箱詰め工程において、誤積載発生防止のための適切な人数を置いていない。要するにチェックが十分できているのかということが少し疑問視されるようなケースがあったというものでございます。

2番目の未認定の子牛処理施設の調査結果ということで、米側から子牛の処理施設の認定についての打診があったわけでありまして、実際に処理施設を確認したところ、一番大きな問題としては、アメリカでは基本的に子牛は背割りをしない。そうすると、脊髄といいますか、SRMの除去についての確認ができないというようなことになるものですから、やはりこれにつきましては、現行の基準では、対日輸出は難しいですねということで米側と確認をしております。

7ページの3番目ですけれども、スミスフィールド社サウダートン工場とナショナルビーフ社カリフォルニア工場の調査結果ということで、スミスフィールド社サウダートン工場につきましては、今年の1月にコンピュータのプログラムミスで、21か月齢未満としながければいけないところ、月齢の計算プログラムを21か月齢以下というふうにコンピュータプログラムのミスがあつて、21か月齢の牛由来の牛肉が対日輸出されたということで、輸入手続がストップになった。事実上の日本への輸入禁止措置が取られているというケースでございます。

ナショナルビーフ社カリフォルニア工場につきましては、今年の4月に国内の加工工場、脊柱の付いたショートローインという部位が、もともとはショートプレートという箱の中に入っていたというようなケースでございます。

スミスフィールドの方につきましては、改善措置の内容にありますとおり、プログラムについての改善と、それに伴って、コンピュータチェックだけではなくて、それぞれ実際の処理の際に、内容について検証する、再確認をするという手順が入っているということでございます。

それから、ナショナルビーフ社カリフォルニア工場につきましては、これは、箱の外装はショートプレートという箱に、内容にショートローインという背骨の付いた部位が入ったわけですがけれども、これにつきましては、もともとの原因は、もともとショートローインの箱がどうも壊れていて、きれいな箱に詰めるということで、箱を入れ替えたときに、どうも入替える作業の場所が日本向けのショートプレートを詰める場所に隣接していたということで、日本向けのショートプレートの箱にショートローインが入ったというのが原因でございました。

勿論、作業場所を区分する、離すということと同時に、すべての対日輸出向けの製品について、内容を確認して、ラベルと内容が合っているということとを逐一確認するというような再発防止措置が取られていたわけですが、現場で話し合いまして、追加の措置として日本向けには専用の白い箱を使用する。

それまでも、かなりの部分については日本向けに白い箱使っていたということなんです、すべて白い箱を使うということと、もう一つはそういったチェック、ラベルと箱の中身が合っているということについてチェックができるように、担当者を増員するとか、ラインスピードを調整するとか、そういったことについて確認をいたしました。

一応査察の結果については、以上でございます。

10月29日、一昨日ですが、また混載事例というのが1件判明いたしまして、これは、ネブラスカ州のスイフト社のグランドアイランド工場というところから対日輸出されたものでございます。

内容としては、冷凍のタンの箱に、胸腺が入っていたというような事案でございまして、この胸腺自体は、20か月齢以下の牛由来であるかどうかということの証明ができないというようなものだったというふうに米国側から情報が来ております。

措置といたしましては、当該工場からの牛肉輸入の手続を当面ストップするというところで、原因の救命、再発防止措置の実施について米側に求めるというような対応をとっております。

以上です。

○吉川座長 どうもありがとうございました。米国の輸出施設の査察と、子牛の未承認の

施設についての調査で、これに関しては当面入れないということ。

それから、混載事例を含めて、幾つか問題のあったスミスフィールド社、ナショナルビーフ社、それからカーギル社と今のスィーフト社についての対応と今後の措置について説明をいただきましたけれども、ただいまの説明に関して何か御質問あるいはコメントはございますか。

これは、大体予定としてはどれぐらいの頻度で査察をしている格好になるんですか。突然の事例で、追加というか、あれはあるかと思うんですが。

○道野輸入安全対策室長 日米間で日本側からの輸出というのも少量ございまして、一応日米間では、アニュアルビジットと言っていますので、年に一度日本から行く、アメリカから来るということでやっています。

昨年まではいろいろな問題があって、全施設についてということでやっていたわけですが、もともとはシステムオーディットというのが基本ですので、今年度につきましては、輸出量が多い施設だとか、それから、去年の査察から今年の査察の間に、新たに認定されて対日輸出の実績があるところ、それから問題が発生したところ、そういったところを日本側で選んで対象施設にしたというようなことでやっております、何ものなれば、また次年度ということに予定をしております。

○吉川座長 ほかにございますか、よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。今、説明を受けましたけれども、引き続き現地の状況等、あるいはプログラム遵守等について検証を行ってもらおうということ。

それから、と畜場における SRM の除去あるいはサーベイランス除去等についても確認して、また報告をいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、次に食品安全委員会が自ら行う健康影響評価、自ら評価について審議をしたいと思います。

一応、前回までに、生体牛それから食肉の評価について大体委員会として、こういう方向で行こうという合意が取れたと理解しています。

資料についてもオーストラリア、メキシコに加えて、チリ、ブラジル、ハンガリーという国、合計5つについて具体的に、これまでに決めたルールに従って評価をするということまで来たと思います。

今日は、1つは資料で配られたように、新たに翻訳が終わった4つの国について資料を提出していただきますけれども、これについては、次回に評価を進めたいと思いますけれ

ども、これまでに行った5か国について、総合評価をするに当たって資料の追加、もう少しこのところに関しては空白を埋めておかなければならないというような問題があれば、追加の質問をしたいと考えております。

何分にも事務局の方から質問を出してもらったとしても、回答が来るまで2か月ないしは3か月という時間を要するので、その間に、それぞれ評価した国についての総合評価を進めるということになりますけれども、同時に、そのデータなしで評価できないということになってしまうと、また元に戻ってしまうので、今日はできれば、これまでの評価対象にした5か国を対象に、追加の項目について、こういうところをちゃんと尋ねておいた方がいいということを検討したいと思っております。

最初に、事務局から、先ほど配られました資料等について説明をお願いします。

○横田課長補佐 それでは、まず初めに、資料1を御覧いただければと思います。こちらは我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価の進捗状況についてというタイトルとなっておりますけれども、現在の進捗状況を一覧表の形でまとめたものでございます。

これまで回答をいただいている国は、上からオーストラリア、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラスの9か国でございます。

このうち、右側のところで○印が付いておりますオーストラリア、メキシコ、チリ、ブラジル、ハンガリーにつきましては、前回までに回答書の仮訳、それから、情報を整理しました情報整理シート、生体牛の評価の施行結果等について配付の方をさせていただいております。

本日は時間の関係で、細かい内容の御紹介はいたしませんけれども、星印が付いているパナマ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラスについては、今日、新たに回答書の仮訳等の資料を資料4～7で配付しております。

一番右側の追加確認事項（案）というところで、星印が付いておりますけれども、これは前回までに回答書等を配付した5か国に関して、資料を今回準備しております。本日でできましたら、追加事項の方をある程度固めていただければと考えております。

次に、資料の2、A3のカラーの紙になりますけれども、そちらの方を御用意いただければと思います。

こちらにつきましては、今、御紹介した中の5か国、オーストラリア、メキシコ、チリ、ブラジル、ハンガリーにつきましては、これまでに合意しました生体牛及び食肉の評価手法に基づいて、各項目ごとに暫定的に整理の方をしたものでございまして、1ページ目が生体牛ということで、上から侵入リスク、それから真ん中が暴露増幅リスク、それから一番

下がサーベイランスの概要をまとめたものでございます。

2枚目が、今度は食肉の方の一覧表になっておりまして、上からSRM除去の状況等、それから、その下の真ん中辺ですけれども、と畜場での検査、スタンニング、ピッシング、それから機械的回収肉、下ですけれども、日本向け輸出のための付加的要件等に関して一覧表でまとめております。

資料の2の表の中で赤字になっている部分がございますけれども、こちらにつきましては、これまでの評価手法についての審議を踏まえて、実際に評価を進めるに当たりまして、追加確認をした方がよろしいのではないかと考えられる項目について、目立つように赤い色を付けているということでございます。

その赤い部分に関して、具体的にどういうこと確認した方がいいのかというのを国別にまとめた資料が、次の資料3でございまして、まず1枚目がオーストラリアへの追加確認事項、2～3ページ目がメキシコへの追加確認事項、4～5ページ目がチリへの追加確認事項、6～7ページ目はブラジルへの追加確認事項、最後の8ページ目がハンガリーの追加確認事項ということで、国別に追加確認事項の方をまとめております。本日は、この5か国について、これまで受け取っています回答書の内容等を踏まえまして、追加確認すべき事項の方を整理していただきまして、できましたらまとめていただければ、それを踏まえて、各国の方に、追加照会の方を行いたいと考えております。

また、前回までに配付しております各国の回答書でありますとか、情報整理シートにつきましては、机の上のドッジファイルの方に、背表紙でオーストラリアでありますとか、メキシコ、チリ、ブラジル、ハンガリーという形でとじておりますので、適宜御参照の方をいただければと思います。

それでは、御審議の方をよろしくお願いいたします。

○吉川座長 どうもありがとうございました。これまで5か国について、今、資料2にありますけれども、回答書に基づいて、この間までに決めた評価方式に従ってカラム別に少しわかりやすくまとめていただいているわけですが、今、事務局の方から説明がありましたように、こちらから投げかけた質問事項について国によっては一部誤解があったり、あるいは回答がないというような部分とか、あるいは後で個々の問題で出てくるかもしれないけれども、その国の回答とあるいは国際貿易統計に出てきている数字とかなりの乖離を起こしているとか、総合評価を進めるに当たって少し議論をしなければならない。あるいは問題となるという事項について少しわかりやすく色付けをしてもらいました。

一応、基本までに、参考資料の1が最後に付いていおりまして、これが今まで自ら評価

の中で、基本は侵入リスク等については、特に生体牛の部分については EFSA のデータを踏襲する格好で、特に EFSA で評価の進んでいなかった、しかし関連してくる国々についての評価部分のルールと、それから、直近の 2005 年以降のリスクの部分についても、こちらで独自に重みづけをするという格好で、評価の手法を決めてきたということがあります。

その辺が侵入リスクの判定と侵入リスクの判断に用いる加重係数についてというところになるかと思います。

それを踏まえた上で、国内の暴露増幅リスクとして、こういったデシジョンツリーというか飼料規制を中心に、レンダリング条件あるいは交差汚染防止というもので、科学的な評価を入れて 5 段階にしよう。

そのまとめとしては、侵入リスクと暴露増幅リスクそれぞれ分けた格好で表示するというで、9 ページのところはずっと残っております。

その上で、食肉及び内臓のリスクという格好で、考え方が、これは 10 ページになりますけれども、基本を考えた上で、11 ページにここ何回か議論してきた SRM 除去を中心に、3 つのカテゴリーに分けた上で、と畜場での検査及びスタンニング、ピッシングといったものを付加して、リスク低減効果をやはり 5 段階に分けてカテゴライズしようということになったかと思います。

今後、それぞれの国について、総合評価をしていく格好になりますけれども、総合評価をするに当たって、先ほどの資料の 2 と 3、翻訳されまた議論してくる中で問題になった項目を、今日できれば集中的に議論をして、各国にもう一回、総合評価の結果を出す前に、解答をいただくということです。

事務局の方の説明で何かわからないところがあれば、先に聞いておきますけれども、なければ 2 と 3 の資料を中心に、生データは机の上にありますから必要であれば生の数字が必要ときは、こちらに戻るということで、各国への追加質問について、今の評価方法の中で問題点の議論を進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

それでは、資料の 2 と 3 をメインに、実は資料の 3、各国にどういう質問をするかという内容になっておりますけれども、実際に質問するときには国ごとに質問をするのでこういう格好になると思っておりますけれども、見ていただくとわかるようになりかなりオーバーラップした質問項目があります。

国別に繰り返して同じ議論をするよりも、資料 2 の一覧表の中で侵入リスクから各項目について議論した方が多分時間的に節約になるし、同じことを繰り返さなくて済むというふうに思いますので、資料 2 の中心議論を進めますけれども、具体的にその国にどうい

質問をするのかという問題のときには、資料3の方を見ていただくという形でやっていき
たいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、各項目別に追加確認が必要な事項について議論を進めたいと思います。最初
に、侵入リスクというところで生体牛と肉骨粉と総合的な評価という格好になっています
けれども、最初は、メキシコの86年～90年、それから、次の91年～95年というところが
生体牛、肉骨粉を含めて不明という格好になっています。

それから、96年～2000年、非常に低い、無視できるということで、字が変わっておりま
すけれども、これは先ほど少し言いましたけれども、貿易統計のデータと回答書、ここに
かなりの開きが出て、そのまま決めたルールで評価すると場合によるとカテゴリーがずれ
てしまうというような問題があるということです。

チリについて無視できるという部分の、そういった回答書と貿易統計のずれで、取るに
足りない違いで、実際にはカテゴリー的に影響しないというものに関しては、それほど問
題にならないかもしれませんが、色が変わっているものについては、両方のデータ
がずれを生じてしまうという部分です。

ハンガリーに関しては、直近の2006年の部分に関して、肉骨粉のデータがないというた
めに、総合評価も不明になっているということです。

国別のところを見てもらいたいと思いますけれども、最初のメキシコのところですね
ども、そこに詳しく書いてありますけれども、事務局の方から簡単にまとめたものを説明
してもらいますか。

○横田課長補佐 資料3の2ページ目に、メキシコへの追加確認事項ということで、生体
牛のリスク評価に必要な情報ということでございますが、今、座長からお話がありました
とおり、99年以前のデータが回答書の方で提出がなかったもので、そこを提出していただ
けないかということと、あと貿易統計と少しずれがあるので、その部分を確認したいとい
う趣旨でございまして、具体的な数字の方は、机の上のドッジファイルの背表紙で、メキ
シコ、チリ、ブラジル、ハンガリーの回答書のファイルがあるかと思っておりますけれど
も、その部分のメキシコの資料の一番後ろの方に、資料7-2ということで、生体牛の評
価の試行結果というカラーの紙の2ページ目に生体牛の侵入リスクという数字のテー
ブルがあるかと思っておりますけれども、そちらの方を御覧いただければと思います。
まず、99年以前は回答書の方のデータがないということと、96年～2000年の期間な
のですけれども、貿易統計の数字が、グレーの網かけであるのですが、そこを見ます
と、823頭という数字が書いてあるかと思っております。これはスペインから、96年
91頭と97年732頭というのが、こちらの

調査事業の方で確認した貿易統計の数字は出ているので、回答書の方では特に記載がないのですが、これの事実関係に関して、もしこれがあったとすると、評価結果の判定の方が大きく変わってくる可能性があるということで、そこを確認した方がいいのではないかとということでございます。

次に、チリの方でございますけれども、先ほど座長からあったとおり、赤いところ、肉骨粉で無視できるというのが何か所かございますけれども、同じように、チリの一番最後に、チリの生体牛のまとめがございますけれども、その3ページ目に肉骨粉のテーブルがございます。

これを見ますと、先ほどと同じように、91年～95年、2001年～2005年、2006年以降ですけれども、ヨーロッパから1,000トン単位でかなりの肉骨粉の輸入が貿易統計上はあったという記録がございますので、回答書の方では特に輸入実績は出ていないのですけれども、これに関しても事実関係がどうなのかということで、確認をした方がいいということで、追加確認事項の方の4ページ目がチリになりますけれども、資料3の4ページ目のチリへの追加確認事項の一番上はそういうことでございます。

あと、ハンガリーに関しては、肉骨粉のデータを出していただけていないということで、資料3の一番後ろのページがハンガリーでございますけれども、8ページ目の一番上で、肉骨粉に関する情報ということで、2005年以降のデータが記載されていなかったということで、このデータがないのかどうかということを確認するということでございます。

侵入リスクに関しては、以上でございます。

○吉川座長　そういうことで、オーストラリア、ブラジルを除いて、メキシコ、チリ、ハンガリーについて、侵入リスクの項目で、こちらが事務局の方の調べでデータがあって記載されていないもの、あるいはずれの生じているもの、データのないもの、これに関して追加の質問送って、ちょっとわかりませんが、データが返ってくるかもしれませんし、相変わらずデータなしという答えになるかもしれませんけれども、とりあえず質問を送って、場合によっては、時間がありますから、その間に回答がもしあった場合はそれで評価すればいいし、なかった場合は、場合によってはそのまま評価を進めなければいけないこともあるかもしれませんけれども、その辺についての議論は今後するとして、侵入リスクについて、現在までの分析で、データの埋まっていないあるいはデータにずれが生じる危険性があるというのは、今のメキシコ、チリ、ハンガリーの、メキシコの場合は生体牛と肉骨粉、チリの場合は肉骨粉、ハンガリーの場合も直近の肉骨粉のデータということになりますけれども、これに関して、どなたかございますか。

山本委員は、OIEの方で、少し各国のステータス評価の経験があると思うのですけれども。

○山本専門委員 OIEの場合は、86年からの分は、一応考慮には入れるのですけれども、特に直近8年、ですから2000年ぐらいからの分を重点的に考慮するという形になっておりまして、2006年から始まっていますので、その時点ですと98年以降のものについてデータがあれば、評価を行うという形で進めてきています。

ですから、OIEに提出されたのはそれだけしかないという場合でも評価をしました。ただし、それ以前のものについてはGBR等で評価がされているものについてはデータを持っていることで、委員の頭の中にはそれが入っている上で評価がされているということになりますので、やはり全くデータを考慮していないかという、そうではなかったように思います。ですから、我々としてはその辺も聞けるのであれば聞いた方がいいと思います。

○吉川座長 わかりました。ほかに御意見はございますか。

どうぞ。

○小野寺専門委員 肉骨粉というものの内容ですが、貿易統計の中の肉骨粉といっても、例えば普通の骨粉とか、タンとか、骨の炭、そういうものが入っているのかどうか、肉骨粉といっても、内容がよく、ほかのものが一緒になる可能性もあるので、そういうところを聞いてみたらいかがかと思います。

○吉川座長 事務局の方はありますか。

○横田課長補佐 肉骨粉につきましては、質問書を最初に作成した際に、GBRの方の肉骨粉の定義と併せまして、具体的には貿易統計上使っているHSコードというものがございまして、その2301-10に含まれるものをGBRでは肉骨粉にしているということなので、それに合わせて聞いているという状況でございます。

○吉川座長 いいですか。

○小野寺専門委員 肉骨粉の内容というのが、どういうものか、そのGBRの定義に基づいて言うのでしたら、それはそういうものかなと思います。

結構、日本でも肉骨粉をどこかから入れてきたとか、あとで輸入トン数の訂正があったので、その辺の混乱がなければいいなと思っております。

○吉川座長 確かに最初のころ日本もそうで、あるいは各国の肉骨粉の定義がかなり混乱をしているのだと、貿易統計でのカテゴリー分類がどれに相当するのかという部分で、フェザミールとか、いろいろなものが入っていて、輸出国で輸入した方の国での調整が取れないという時期があったかと思いますが、多分、その後でGBRが解析を進めていく

中で、ベルギーが、そこで決めている国際コードで分類を絞ったような記憶があるのです。

多分、最後のところは、それでも折り合いが付かない部分もぎりぎりのところではあったかとは思いますが、最初の混乱に比べると、かなり絞り込まれたのではないかと思います。当時の、15年あるいは20年前、輸出国ではそういう言っているけれども、あなたの国は、入ってきたものの中身はどうかというのは、多分実際上は、国自身にとっても、結構正確にそれを追跡調査というか、モデル調査をするというのは意外と難しいから、もし追加調査を頼むに当たって物すごくずれているとすればそういう認識の違いがあるのかどうかということは、質問の項目に入れておいてもいいかもしれませんけれども、そうではなくて、単に統計処理場に入っている、入っていないというものであれば数字を示してもらえばいいと思うのですが、数値があることはわかっていたけれども、あえて分類が違うから書かなかったという理由ならそういうことを書いてもらえばいいのかなという気がします。

○小野寺専門委員 そうですね。特に古いデータなので、その辺がどうなっているのかなという危惧はあるのですね。

○吉川座長 どうぞ。

○永田専門委員 その関連なのですが、もし、そういった各国統一がしにくいのであれば、いっそのこと、別に貿易統計の値にしてしまえばいいのではないですかね。

勿論、回答のどれだけ正確か、どれだけいいかげんかということを知るために、貿易統計との乖離は1つの情報になると思いますけれども、もう既に貿易統計の値がある程度統一されていて、正確に各国の状況も表わすのであれば、そのデータだけで、生体、肉骨粉まで評価してしまうというのはどうなのでしょう。

先ほど、先生が言われたように少し現状と違うものが、年によっては、貿易統計があまりよくなくて、自国の方が正確でとか、そういった微妙なことがあれば無理かもしれません。

○吉川座長 ただ、やはり自ら評価とはいえず、各国の評価をするため、それに関して1回目の質問で分析するのにやや不備があるという格好での回答ですが、それをもって、こちらで全部ワーストシナリオでやってしまうからいいかというのも、国際仁義に反するかなという気がして、データがなければこういうデータを採用することもあるかもしれないけれども、それで本当にいいのか。あるいは前回の質問ではそういうことを意識しなかったもので、実は本当は精査していて、ここのところはそういう貿易統計を担っているけれども、自国から調べたのでは無視できるのだというのであれば、そういう回答もらった方が

いいのかなという気がして、もう一回質問しようかと。

○永田専門委員 1回目に聞いていますものね。情報を出すようにと言っていますので、それを無視することは、確かに、もう一度確認ということでもいいと思います。

でも、やはりその前提としては、かなり貿易統計の値は信頼できると思っていいのですね。

○吉川座長 日本なんかは、随分と努力をして、もう一回イギリスが当時輸出したものの内容について精査をした上で、忘れましたが、300トンぐらいあったものがほとんど鶏の羽か骨か何かで二百何十トンか消えて、最終的には一けたぐらいになってしまった記憶はあるんです。

それは、かなり努力をして、向こうの帳簿ともう一回合わせたという、日本の場合は努力をしたんですけれども、国によっては、そういう努力をしていないかもしれませんけれども、そういうことを含めて細かく聞いたわけではなくて回答をいただいてしまったので、こういうデータが国際的にあるけれども、ここに関してどうですかという、もう一回確かめというか、確認を含めた質問をできれば、本当は国に残っているデータと送り出した国のデータがそんなにずれていなければ、評価するには非常にありがたいと思うんですけれども、これに関してはどうですか。

きっと質問を出して返ってくる前に、先ほど言ったように、幾つかのシナリオ考えた上で、もし返ってこなかったらどうするかとか、うんとずれたらどうするかということは、これから回答が来るまでにそれなりの議論をする時間はあると思うんですけれども、質問書を送るかどうか、あるいは質問書の中にこういう項目を含めるかどうかということなんですけれども。

どうぞ。

○山本専門委員 やはりその質問書は送った方がいいと思います。やはり貿易統計の方の数字というのは、それを基にすることの方が多いので、データがない場合にはそちらを採用することになりますね。

ただし、先ほど座長がおっしゃった、エクスキューズがいろいろあって、その国では実は輸入したけれども、牛の餌には全く使っていないみたいなことを言ってくる可能性もありますし、それは少し混乱させることになるので、あまり、今、言ってもしょうがないんですけれども、あまり乖離が大きくなると、今度は逆に、そこのところの評価ができないということにもなりかねない。どちらかという、データがない場合に貿易統計のデータを使うということを書いて、何かがあるんだったらちゃんと出してくれという形の聞き方

でよろしいのではないのでしょうか。

○吉川座長 どうぞ。

○筒井専門委員 私も山本専門委員の意見に賛成なんですけど、ここの記載のところで、いわゆる統計データベースによればという形になっているので、相手国が確認しやすいように、もう少しコードの何番にこれがあつたと、もし具体的に書けるのであれば、その事実関係を確認しやすいと思うんです。そうした方が、向こうに親切かなと私は思います。

○吉川座長 わかりました。特に反対意見はないですか。

では、今、言った意見を参考に、こちらの方でそういう確認が取れていれば、かなり具体的な部分も入れてこういうデータになっているけれども、この間の回答書では空白あるいはこういうずれを生じているので、それについて追加説明を求めるという格好で送っていただけますか。

では、侵入リスクに関してはそういう格好で、乖離のある部分と不明の部分に関して質問を送る。

暴露増幅リスクに関しては、メキシコで交差汚染防止対策のところでは農場段階での飼料給与の遵守状況を情報の項目が埋まっていない。

それから、チリに関しては、SRMの利用に関して、2006年から摂取禁止という格好になっているけれども、利用実態の詳細について、2006年より以前の利用実態ですね。2006年から後は丁寧に書いてあるんですけども、その前はどういうふうになっていたのかという部分の御説明を求めるといことです。

それから、交差汚染に関してはレンダリング施設における検証データのところが書かれていないということ、やっていないのか、あるいはやって書き落としたのかということですね。

それから、ブラジルのSRMについては、チリと同様に、規制をする前の利用実態についての記載を求めるといこと。

それから、交差汚染防止についてもメキシコと同様に、飼料工場、レンダリングのところは、遵守状況のデータがあるけれども、農場段階での飼料給与の規制に関して、あるいは遵守状況に関しての成績が書かれていないということだろうと思います。

事務局の方から、これに関して何かありますか。

○横田課長補佐 今、座長からお話いただいたとおりでございますが、具体的には資料の3のメキシコに関しては、2ページ目の真ん中あたりでございますけれども、2.2.3.1というところで、飼料給与に関する規制の実施主体及び遵守状況というところがございます。

回答書の方を見ますと、この部分は飼料製造施設に関する記載の方が書かれておりまして、ここで本当に聞きたかったのは、農場段階でどういった規制が行われているか、どういった遵守状況の確認等が行われているかということですので追加確認の項目として挙げておきます。

次にチリに関しては、4ページ、上から2つ目の2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況というところですが、こちらは遵守状況確認の方法の欄で、農場における検証と回答書の方は書いあったのですけれども、これはレンダリング規制ですので、これは恐らく単純な記載ミスだと思うんですが、多分、レンダリング施設における検証ではないのかという、これは単純な記載ミスかどうかの確認だけということでございます。

チリに関しては、その下、2.3.3のところ、SRMの取扱ですけれども、先ほど座長からありましたとおり、2005年あるいは2006年にSRMは禁止規定をつくったようだけれども、その規制前に関して、どういった処理なり、どういった利用がされていたのか、回答書で特に記載がなかったところでございます。その下の表にあるような形で、規制前後でそれぞれ左に書いてありますような部位ごとに、例えば食用に回っていたのか、レンダリングして餌に回っていたのかとか、廃棄していたのかとかというものを確認した方がよいということで挙げております。

次に、ブラジルでございますけれども、6ページ目がブラジルですけれども、一番上の2.2.3.1の飼料給与に関する規制の実施主体に関しては、先ほどのメキシコと同様で回答書の方はサンプリングに関する記載だったんですけれども、ここでは農場段階での実態に関して回答の方をお願いしたいということで挙げております。

その下のSRMの取扱に関しては、先ほどのチリと同じでございます。2007年にSRMを規定しているようなのですが、特にその前の利用実態等が回答書ではわからなかったもので、その部分を確認するという趣旨でございます。

説明の方は、以上でございます。

○吉川座長 今、説明があったように、ものによっては割合SRMの定義等、割合直近のものなので、定義をして規制をした後は、それなりに書かれていて、実情がわかるんですけれども、それ以前にどういう対応、あるいは何も対応していなかったのか、その辺に関して規制をする前と後で何がどう変わったのかということをしわかるように比較した回答をいただきたいということと、遵守状況のデータに関しては、1つは記載ミスではないかということですから、これは単純にミスだったかどうかということをお尋ねればいいと思いますし、農家の方での検証データの無い方に関しては、飼料工場と同様にデータがある

のならば、そこを埋めてくれということですが、すけれども。

これに関しては、ほかの国ではそれなりにデータを埋めてくれてあるので、今、事務局の言われたような格好での質問を粛々と埋めてくださいという形で、特に回答する方としては、何も規制していなければ、何もしていないで済むと思いき、検証したことがないということならそれで構わないので、先ほどの輸入統計ほど時間がかかる問題ではないと思います。

ここの暴露増幅リスクの件に関して、質問はいいですか。

では、ここはそういった格好で、それぞれ対応する国に質問してください。

それから、サーベイランスのところ、メキシコだけ死亡牛の年間母集団数というのが書かれています。

これは、前に各国別で議論していった中で数字が合わないのではないかという議論が、覚えていらっしゃるかと思いきすけれども、2ページのメキシコのサーベイランス対象のカテゴリー別の年間母集団というのが、死亡牛の母集団が602頭というのは、メキシコ全体の数から比べて、年間でこんなに死亡数が少ないということはある得ないのではないかと、ひょっとしたら農場段階、輸送、と場、または食肉処理場での死亡が認められた30か月齢を超える牛という記載があって、そっちに限定した数ではないかと、あのとき委員会の方で解釈をしたんですけれども、本当にその解釈でいいのかということを確認しようということですね。

これは、多分、こっちの解釈が合っているのではないかと思うんですけれども、違う理由があるかもしれませんから確かめてくれますか。これに関しても、先ほどのものと同じで、ある意味ではミスと同じで確認ということになるかと思いきす。

以上が1ページ目の侵入暴露増幅リスクとサーベイランスに関する追加質問項目ということですが、1つは、今、議論していただきましたけれども、こういう質問状を送るということと、ほかに1ページ目の、生体牛リスクの部分で、これは各国にちゃんと聞いておいた方がいいということがあれば、聞いておきたいんですけれども、急にそう言っても、ここで各国に足りない項目を思い浮かべろといっても難しいことかもしれませんけれども、もし、何かあったら、どうぞ。

○小野寺専門委員 メキシコの死亡牛602頭というのは、こういうものかもしれませんけれども、恐らくかなりのものが、ダウンナーとかそういう方に入っているのか、それくらいは聞いてもいいかと思うんです。ダウンナーがどのくらいいるかとか。

○吉川座長 カテゴリー分類をしてもらった項目もあったような記憶があるんですけれど

も。

○横田課長補佐 メキシコの数字に関しましては、先ほどの机の上のドッジファイルのメキシコの回答書のところの情報整理シートの方がわかりやすいかと思います。資料5です。

情報整理シートの5ページ目がサーベイランスの部分でございまして、その上から3つ目のカラムに、カテゴリー別の年間母集団というところがございまして、ここが上から行くと2006年のデータで、通常と畜牛が430万頭。死亡牛が今議論になりましたけれども602頭。不慮の事故によると畜牛が45万頭。あと臨床的に疑われる牛が300頭と書いてありまして、この中で死亡牛が極端に少ないのではないのかというのが以前の専門調査会で出た意見でございまして、その部分の確認という趣旨でございまして。

○小野寺専門委員 ですから、不慮の事故によると畜牛というのは、多分ダウンナーの中に、そこに死亡牛が少し、日本の場合とは違ったものが含まれている可能性が高い。

○吉川座長 もう一回全体を見てみると、正常と畜牛が430万頭に対して、異常死亡牛が1割として45万頭、これは日本も大体100万頭で8～10万頭ですから、そんなにずれてはいなくて、ダウンナーというか、神経症状を呈したBSEを疑うというのが300頭というのは、そこはそれぞれの国のカテゴリー分類ですから、多い国もいれば、日本みたいにゼロという国もいるので、これはいいとして、確かに死亡牛602頭というのは、今、言われたように、不慮の事故によると畜牛あるいは死亡牛が併せてこのぐらいで、死亡牛というのは、ちょっと。

○甲斐専門委員 見つけた分がではないですか、自分のところの農場で埋めてしまったとか、届けられた分が600頭。

○吉川座長 そういう意味ですかね。不慮の事故によると畜牛に入ってしまった。

○甲斐専門委員 農場で死んだのは、届け出ないで、自分のところで埋めてしまったとか。

○吉川座長 30か月以上という意味ではないのかもしれない。あのときはそんな議論になっていたけれども、こうやって見ると、今、言われたように、届け出られた死亡牛で、本当はもっとたくさんいるのかもしれないという意味かもしれないので、死亡牛の定義と、600頭の中身を問うというか、意味を問うという質問の方が賢明かもしれないですね。あまりこちらが勝手に30か月以上と決めて、そうではないということになるのかもしれない。どうぞ。

○小野寺専門委員 そうすることで、どちらかというアメリカとかメキシコ、多分カナダもそうですけれども、ダウンナーという項目を付けて、片っ端からそこに入れてしまうという傾向があるので、多分日本の分類と違うんだと思います。

○吉川座長 では、その死亡牛に関しても、もう一回中身を、あるいはカテゴリーというか、602 頭の内容についての意味を、こちらでは疑問に思ったんだと。場合によっては届出制度なのかあるいは特別な死亡という意味を持っているのか、わかるように説明してくれということですか。

ほかによろしいですか。

それでは、一応生体牛に関する追加質問ということはそういう格好のものを送っていただくとして、次の食肉及び内臓についての比較ですけれども、これに関しては、SRM の定義には特にありません。SRM の除去に関して、各国みんな赤文字になっております。

それから、SRM の実施方法について、と体洗浄の有無、背割り鋸切り 1 頭ごとの洗浄、と体洗浄の有無というのは、それぞれオーストラリアとチリとハンガリーという格好で書かれていますけれども、SRM の除去に関しては、かなり赤文字になっております。事務局の方で簡単に説明してもらえますか。

○横田課長補佐 そうしましたら、まず、SRM の除去でございますが、資料 3、各国全部これは共通なのですが、1 ページ目のオーストラリアのところを、まず、御覧いただければと思います。そのオーストラリアへの追加確認事項の一番上に 2.7、頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部の除去というところがございますけれども、回答書の方で、各国、日本に輸出される食肉に関しては、どの部位を取っているかというのがあまり明確でなかったものでございまして、これは各国共通ですけれども、下の表のような形で、日本に輸出される食肉におけるそれぞれの部位の除去状況ということで、頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部、その他あれば追加記載するような形で、まず、日本に輸出される食肉に関して除去しているのかどうかというのと、除去している場合は、除去される月齢の範囲に関して、一度しっかりと確認しておいた方がいいのではないかと趣旨で、5 か国共通で表形式で聞くような形にしております。

その下の実施方法等に関しては、各国で若干わからなかったところを追加確認するような形ですけれども、まず、オーストラリアに関しては、資料 3 の 1 ページ目の真ん中のところにありますけれども、解体処理のところ、枝肉の洗浄に関しては、高圧水での洗浄は行っていないという回答だったのですが、こちらが高圧水で洗浄をしているかというお聞き方をしたら、そういう回答だったのですけれども、実際に高圧水ではなくても、普通の水による洗浄は行っているのかどうかということで、一応これも再確認をした方がよろしいのではないかとということで項目を挙げております。

あと、チリに関しては、5 ページ目の真ん中辺が解体処理方法についてというところで

ございますけれども、回答書の方の回答からは、背割り鋸を洗浄はしているようなことを書いてあるんですけれども、1頭ごとにきちんと洗浄しているかどうかというのがはっきりわからなかったということで、そこを確認するという趣旨でございます。

ハンガリーに関しては、最後の8ページ目でございますが、先ほどのオーストラリアと同様に、高圧水での洗浄は行っていないということだったんですけれども、通常の洗浄は行っているかどうかということ、これも確認という趣旨でございます。

確認事項は、以上でございます。

○吉川座長 各国に対して、頭部、脊柱、脊髄、回腸遠位部の除去等について、日本に輸出される食肉において、それぞれの除去状況がどういうふうになっているのかということを一覧表で、同じ質問項目で問うという点が1つ。

もう一つは、追加実施の方法、解体処理に関して、今、言われたように、質問事項がそういう限定したものだったので、回答も単にしている、していないということで、高圧水ではしていないけれども、普通の洗浄はやっていますという答えの選択肢がなかったということですね。枝肉になるのに解体して何も洗わないで、そのまま枝肉になるとはあまり思えないので、高圧水で上がっているかという質問だったので、洗っていないという答えになってしまって、普通の温水あるいは水で洗っているかどうかという質問に対しての回答を得られなかったということなので、これは、こちらの質問も仕方が伝わらなかったということなので、それは、質問していただければいいと思います。

同じようなものが、背割り鋸の1頭ごとの洗浄というので、洗浄していないのか、しているのか、1頭ごとなのかどうかという質問に対しての答えということで、それ以外は、先ほど各国に出された日本向けに輸出される食品についてという項目でSRMをどう取り扱っているかということを押し並べて問うということですが、これに関してはどうですか。

ある意味では、前回、一般論としてSRMの定義とその除去というのを問うたので、もう少し限定した日本向けにどうなっているということを確認しておいた方が私もいいと思います。ここに関してはいいですか。

どうぞ。

○甲斐専門委員 先ほどおっしゃったように、洗浄していないところはないと思うんです。ですから、これは、洗浄を高圧水でない通常の洗浄は行なっているかという質問は、どういう内容なんですかね。洗浄していないところはあるんですかね。勿論何回洗浄しているかとか、いろんな酢酸を使っているかとか、それならよくわかりますけれども、通常の洗

浄を行なっているかというのは、みんなイエスというはずですね。

○吉川座長 多分そういう答えが返ってくると思うんですけども、と畜解体工程を見れば、内臓を外するという段階で、何も洗わないで背割りをして枝肉に吊るすということは通常考えられないので。

○甲斐専門委員 回数だとか、どういう薬品を使っているかとか、そんなことではないでしょうか。

○吉川座長 そうですね。どうせい聞くならば、そうしましょう。洗浄水で洗っていますかと、イエスという答えをもらったとしても、あまり情報として、せっかく問うた割には大した情報にならないので、もし問うとすれば、この間は高圧水で問うでしまったけれども、回数あるいはどういう温水あるいは消毒剤を入れたもの、あるいは単なる普通の水が、そういう洗浄の性格について回数と先浄水の性状について問うという方がいいかもしれないですね。わかりました。それはそのようにしましょう。

○永田専門委員 それは、全部の国に聞くんですか。

○吉川座長 前の回答はどうなっていましたか。イエス、ノーだけでしたか。

○横田課長補佐 前回の質問書は、脊髄除去後、高圧水により洗浄しているかということで、イエス、ノーに近いような形でそこに書いてありますとおり、メキシコとチリとブラジルに関しては、高圧水であるとか、適度の水圧のある水で洗浄していつという回答を得ているということでございます。

○吉川座長 どうぞ。

○見上委員長 洗浄は国によってあれで、両方から水が流れてやるのが大体機械化が進んでいる国のやり方なだけけれども、その場合、何回やっているかと聞いても、どれをもって何回かということになる。

○甲斐専門委員 水で洗ったり、薬品で洗ったり、今、おっしゃっているような機械の中に入れたり、いろんなことをやっていますよ。それから、クロレラか何かをやって、有機物があるかどうかを調べたり、いろんな方法をやっていますので、このこと自身を聞くことがどういう意味があるか、そもそも洗浄していないところはないので、洗浄したかどうかということを聞くことにどういう意味があるかよくわからないけれども、聞くならこうした方がいいんじゃないですかという意味で、いろんなやり方はありますよ。

○見上委員長 ホースでこういうふうに行っているところがあつて。

○甲斐専門委員 ですから、圧力をかけなければ水はちょろちょろと流れるわけで、みんなある意味では圧力をかけているわけですね。そうでないと、水は噴射しないわけですか

ら、ですから、本当はみんなイエスで○を付けたらよかったと思うんですけども。

○吉川座長 そうですね。ここで問うているのは、食肉の衛生条件であるわけではなくて、リスクがあるとすれば、汚染した牛の SRM がどうなるかという問いですから、高圧水でかなりの圧力をかけて、もし、付いていたとしても飛ばしてしまうという方法か、そうではないのかという程度で、それ以上、確かにあまり何回とか、塩素水を使っているかとか、使っていないかというのは、あまりこのリスク評価には直接は影響しないのかもしれないね。

○甲斐専門委員 気持ちはわかるんです。脊髄を、日本の場合は、吸引した後に背割りをするけれども、向こうは吸引する前に切るの、確かに洗うかどうかというのは、意味があることはあるんです。でもそれは、ある意味では圧力がなければ洗えないので、これ以上質問することがどういう意味があるかはよくわかりません。

○吉川座長 どうぞ。

○永田専門委員 でも、食肉処理工程でリスク低減措置のジャッジをするときに、高圧水等による肉の洗浄があると、ほかのも併せてですけども、◎かそうではない○、そこで評価が変わるわけで、高圧水なら高圧水と決めておくか、要は洗っているか、洗っていないかではなくて、その洗い方で点数を変えるのですから。

○甲斐専門委員 これは非常に難しいと思うんです。これは一国の質問ですね。ある意味では企業ごとにいろんなやり方があるので、私が見た感じ企業ごとにいろんなやり方をやっているの、これは一国で質問をしているので、なかなか答えにくいと思うんです。

○永田専門委員 いろんなやり方があってもいいんですけども、要は差が出るような、このやり方は◎で、このやり方は○だというのができないと評価がしにくくなってしまうので、もうさまざまなので、これを聞いても無理ならば、もう評価はしないと、最低これ以上にしてしまおうとか、そういったリスクとパラレルな評価をしたいと思うんですが。

○甲斐専門委員 この質問書全体が、ある意味では、各企業いろいろやり方が違うので、これは一国で聞いているので、答える人もなかなか答えにくいと思うんです。

○吉川座長 どうぞ。

○小野寺専門委員 確かに昔、背割りをやった後のリスク評価という、いろいろ論文がたくさん出て、それに関して高圧水で洗えば、これだけリスクが下がるという論文も出ていたので、恐らくそれに沿った聞き方なのかなと思ったんです。

実際に、各企業がどれだけやっているかとか、一個一個どうなっているかというのは、なかなか難しいですけども、あくまでもリスク評価の一つの過程とテクニックなのかな

と試してみたいんですが。

○吉川座長 わかりました。基本的に、多分国により、または企業によりさまざまであろうと思いますが、一応、悪いシナリオで、もし、SRM がと畜解体の過程で、枝肉なりに付着したとして、それを洗浄で、100%とは言わないまでも、取り除くという工程をリスク評価の中に入れよう。高圧水で洗うということが、かなり効果的であると考えれば、それは高圧水で洗うのか、洗わないかという質問で、先ほどもあったように洗わない国というのは多分ないだろうと思うので、そうだとすると高圧水に匹敵する洗浄方法は、高圧水ではないけれども、例えば4回とか5回洗うとか、あるいはさっきの車みたいに流れている中を通すという方法で気を配っているというなら、そういうことが回答できるように書いてもらったらいいんじゃないですか。

ですから、高圧水では洗っていないと書かれていたけれども、どういう方法で洗浄しているのか。できれば高圧水に準ずるような方法での洗浄工程を取っているのかどうなのかということに記載してください。評価するとすればそのくらいしかしようがないので、単に洗っているのか、洗っていないかを聞くことはやめましょう。確かにその答えが返ってきてあまり意味のあることではないので、むしろ高圧水に準ずるような格好での洗浄方法を取っているかどうか。取っているならば、それについて具体的な記述をしてください。

どうぞ。

○甲斐専門委員 私の印象では、BSE 対策というよりは、むしろ 0157の方が彼らは怖がっていると思うんです。ですから枝肉をきれいに洗わないと、0157がすぐ影響が出るということなので、洗浄についてはすごく気を使っていますね。

○吉川座長 どうぞ。

○山本専門委員 一応、オーストラリアを見ますと、脊髄の除去に高圧水では洗っていないと書いてありますけれども、その次の6番の脊髄片の付着の確認というのがありますので、これがある程度モニタリングされている。これとのセットで判断するということなので、そここのところできていればいいのかなという気がしますがけれども。

○吉川座長 どうぞ。

○山田専門委員 今聞いていまして、結局その国がどういう規則とか、そういう法令を持っているかということと、どういうことを実施しているかということは別問題ではないかと思います。規則はないけれどもこうしているとか、規則があって、それを守っているとか、ですから、私は、この領域は勿論専門ではありませんけれども、そういう規則がなく

て、実質的にこうしているのか、それは分けて考えた方がいいと思います。

例えば、高圧水で払うことをやるというルールがあるということと、実際にやっているということは別だと思います。

○吉川座長 それを言い出すと、そのとおりだとは思いますが、例えば HACCP なり、あるいは SSOP なりの衛生条件に、まずそういう格好で書かれているか、いないか。確かに書かれていても、どこまで実行されているかという次の問題が、あるいはそういうルールがないという国もまたは先ほど出たようにあるわけで、最終的な評価としてアメリカやカナダをやったときにも、いつもそこで問題になるのは、ルールがなければしょうがないんですけれども、あった場合に、ではそれがどこまで遵守されているかというのは、本来、そういう意味では、そこまで全部確かめて評価をすべきですけれども、實際上、相手国のと畜場あるいは食肉工程を全部チェックするというのは無理で、総合的に評価するときには、この前、デシジョンツリーを決めましたけれども、例えば法律レベルで規定されているのか、あるいは法律レベルまでいかない格好でボランティアにやられているのか、あるいはそれがやられているとして、今、言ったように、それが本当にやっているかどうかを確認しているのか、していないのか。そういったものを含めて総合的に判断するしか実質上はないというのがこの評価の難しいところです。

そういう意味では、なるべく評価するための情報が欲しいというのが、今の追加質問の趣旨で、それによって全部の回答が評価できるほど返ってくるというのも、実はちょっと難しいとは思っています。

ですから、本当に難しいのは、それがどれだけ実行されて遵守されているのかということとをどういう格好で確かめ、また、どういう情報に基づいて判断するかというのは、実際には難しいので、だんだん定性的評価になっていってしまっていて、定量的に評価するというのは、例えば何%守られていないんだろうとか、そういうことが本当にわかれば、確かにそれをはかなり科学的な評価になるんですけれども、今までの経験からして、なかなかそういうのが難しいというので、総合判定という格好で定性的なアウトプットを求めるというのが、これまでやってきたことなんです。

○甲斐専門委員 この処理水については、もういいんじゃないですかね。聞く必要もないんじゃないですかね。ほとんどどこでもやっていますし、しかも彼らは 0157 を怖がっているんで、洗っていると思うんです。

○小野寺専門委員 一番下には HACCP と SSOP と、これは 0157 の対策でしょうけれども、やっていると書いてあるからいいと思います。

○吉川座長 本当はそんなに簡単ではなくて、先ほど少し言われたように、実はこの前合意したデシジョンツリーの項目を最初に評価結果のところ、健康評価に係る評価手法

(案)という参考資料の1というところを見ていただきたいんですけども、その11ページで食肉処理工程におけるリスク低減効果をどう有効性をもって判断するかという中のSRM除去をしている場合、ここの判定項目の法的かボランタリーか、していないかという大きな3つのカテゴリーで重みづけをしておりますけれども、その中で措置内容として、食肉検査官等による確認、高圧水等による枝肉の洗浄、背割り鋸の1頭ごとの洗浄、HACCP、SSOPによる管理、一応この4大項目について評価をしようというので、この間決めたので、洗っているかどうかというのは、2番目の項目の、高圧水等による枝肉の洗浄という項目に該当をしているので、高圧水で洗っていないということになると。

○甲斐専門委員 高圧の定義というのがまた問題だと思うんです。圧がかからなかったら水は噴射しないじゃないですか。ですから、高圧とはどういう意味かという、ただそう書くならば何気圧の中で洗ったかということで質問しないと、答えにくいと思うんです。大体、水は噴射するようになっているので。

○吉川座長 どうぞ。

○栗本事務局長 チリなんかを見ますと、適度な水圧のある水でと体を洗浄という書き方もしておりますけれども、今、言われたような措置内容の例として、高圧水等というふうになっていますので、先ほど座長が言われましたけれども、高圧水で洗ったのと同じような効果が得られるようなことなのかどうか。それはいろいろなやり方を書いてきてもらって、それを認められるかどうかということをもう一度ここで評価していただくということではないかと思うんですけども。

○吉川座長 多分、ここの4項目の中に入っていないければ、そんなに深刻な問題ではないのかもしれないですけども、最初の評価を進めていく中で、リスク低減の効果という項目の中で、SRMをどうするかという中で、高圧水による枝肉の洗浄というのを、やはりこれまでの評価の中で、事故的にくっついてしまった部分を取り除くということに関してはリスク低減措置としてかなり有効な手段だろうということで、高圧水洗浄等というものを一項目設けたものですから、この項目そのものを削除して、3項目であるいはそれに代わる項目で、重みづけできるものがあるとするれば、もう一回評価のところに戻って議論するか、あるいはこれ自身がリスク回避措置として有効と考えるのであれば、そこで取られている手段がこれに匹敵するかどうかという形で質問してこの項目を残すかということなんですけれども。

○甲斐専門委員 私が申し上げたのはオーストラリアについてのみですね。この資料3にはオーストラリアの追加確認事項の中の解体処理についての洗浄水の話なんですね。

○吉川座長 いや、ハンガリーも同じ質問をされているんです。

○甲斐専門委員 そうですか、資料3の1ページを見ると、オーストラリアについて聞いていますね。むしろオーストラリアについては、それを餌に使っているだとか、SRMを餌に使っているとか、そちらの方がむしろ問題ではないでしょうか。

○吉川座長 そちらに関しては、国内暴露の方のリスクの方の項目として、ヒトの方というよりも、SRMの利用に関して、それがBSEのコントロール上どうなるのかという評価の方に直接影響を及ぼしてくる格好になっていると思います。飼料に使うかどうかという方はですね。

やはりそれなりにリスク回避措置としては、洗わない国はないとは思いますが、どのような方法で除去してリスク低減を評価できるかというのは、やはり私としては、この項目は大事だと思うので、最初に言ったように、イエス、ノーではなくてもう少し技術的に答えられる格好にして、それが高圧水で洗浄するのと同等のリスク回避としての意味を持つかどうかということは、返ってきた回答を見て、こちらで◎の項目の一つに匹敵しているのか、していないのかという判断をするということはどうでしょうか。多分これからやっていく国の中にも、この5か国だけでは済まないのも、もしあれば、ほかの国もまた似たような質問をしなければいけないかもしれない。よろしいですか。それでいいですか。先ほどの質問は多分そういう意味だったと思うんです。

それでは、次に、スタンニング、ピッシングのところは特にありません。機械回収肉のところと、それは実施しているという国が2か国あるということで、それについての追加質問と、それから日本向け輸出のための付加条件の具体的な質問として、これは各国共通で質問をするという回答になっておりますけれども、事務局の方からこの2項目について説明をしていただけますか。

○横田課長補佐 そうしましたら、最初に、機械的回収肉MRMですが、オーストラリアとブラジル2か国は実施しているとの回答が回答書の中に書いてありましたので、この2か国に関してですけれども、共通の質問をしておきまして、オーストラリア、1ページ目の下の方で「4. 1 食肉及び機械的回収肉」というところがありますので、こちらを御覧いただければと思います。資料3の1ページ目です。

実際に、機械的回収肉を使用した製品が日本に輸出されているのかどうかということをもまず確認した上で、実際に輸出されている場合は、用いられている原材料の部位、頭部で

あるとかせき柱のような部位が含まれているのかということと、あと、実際にどの程度の量が輸出されているのかを確認するというところでございます。これはもう一つのブラジルも同様でございます。

最後の日本向け輸出のための付加的要件というところでございますけれども、オーストラリアとメキシコの回答の方は、特別な基準や、特別基準という記載がございまして、そういったところのみ許可されるという回答があったんですけれども、その具体的な内容があまり書いていなかったものでございまして、実際にどのような内容なのかというのを確認するということが1点。

それから、実際に日本向けの輸出が認められている施設数が全体のと畜場のうち何施設ぐらいあるのかという部分。それからそういった施設が、HACCP、SSOPを実施しているかどうかという部分を併せて確認するというところでございまして、具体的な確認事項としては資料3の1ページ目の一番下のところでございますけれども、今、御説明したような内容を確認するというところでございます。

メキシコも同様でございまして、そのほか、チリ、ブラジル、ハンガリーに関しては、日本向けに特別な要件があるのかないのか、はっきり書いていなかったような部分もございまして、資料3の5ページ目の一番下のところで、例えばチリに関しては、「5.1 輸出のための付加的要件等」ということで、各国への一般的な要件に加えて、日本向けのためにBSEに関連した特別な要件等があれば、教えていただきたいということでございます。

ブラジル、ハンガリーに関しても同じような質問の方を、7ページ目と8ページ目の一番下で確認の方をするような形で整理の方をしております。

説明は、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。機械回収肉を実施しているというオーストラリアとブラジルに関しては、日本向けの輸出があるのか、ないのか。ある場合についてはその内容を問うという質問と、それから、回答書の矛盾点、その他、実際に回答の内容について必要な項目を問うということ、それが2点目。

3点目は、各国共通に、日本向けの輸出に関して、全容というか、施設数と日本向けの施設の数と、その施設で取っている管理措置という項目に関して回答をもらおうということでございますけれども、これはこの前に議論したときに、日本向けにはどうなっているのかというところの項目で書かれていないところがあるということを受けて、事務局の方で整理をしてくれたんですけれども、アメリカ、カナダをやったときには、同時に国内の対応と輸出用のものは違っているので、どういう処理工程でやりますか、ラインを変える

のか、専用の施設でやってしまうのか、あるいは曜日を変えるとか、時間を変えるとか、エラーがないようにどんな工夫をするんだという質疑を EV プログラムを組んだときに、アメリカ、カナダに尋ねてくれと言って、施設ごとに違っている部分もありますけれども、ラインを輸出用と国産用とで分けてしまうとか、あるいは何曜日の午前中に日本向けをやってしまうというような、それぞれ工夫をされていたように思います。

その辺も含めて日本向けにどういう格好で処理をしているのかという項目を、もう一回各国に具体的に尋ねてもらおう。そういうことで、一応食肉及び内臓に関しての、これまでの評価の中で追加質問しておいた方がいいのではないかとこのことを整理してもらったんですけれども、1つは、先ほどの牛のところと同じですけれども、質問を送ることと、それから質問内容は、今、いろいろ意見をいただいたんですけれども、ほかに追加項目あるいはこう変えた方がいいのではないかとこのことがあれば、意見を伺いたいと思うんですけれども、どうぞ。

○門平専門委員 SRM の除去に関してなんですけれども、これからいろいろと質問をするわけですが、そのときに、暴露増幅リスクの中にも、SRM の利用という部分がありますが、そこと矛盾しないような、答えが矛盾していないかどうか確認できるような質問にした方がいいのではないかと思います。

例えば、オーストラリアは、大抵はレンダリング処理により廃棄されるが、と書いてありますけれども、利用としては健康牛と、と畜牛の約半分が飼料に利用されているとか、もしかしたら年齢とかに区別があって、これは使う、これは使わないというのがあるのかもしれないですか SRM というのが、いわゆる定義された SRM すべてなのか、どういうものなのか確認した方が、ある意味では2つを比較することによって、回答が正しいかということを確認できるのではないかと思います。

これは、日本に輸出される牛だけではなくて、すべてのと場で処理される牛の SRM 除去の状態ですね。

○吉川座長 はい。

○甲斐専門委員 もう一つ、それに関連してですけれども、メキシコの場合、暴露の場合は、SRM はヒトの食用に利用されていると書いてあるんですけれども、2 ページの方を見ると、30 か月以上の SRM は専用の容器に、ですから、30 か月以上は食べていないというふうにメキシコは読むんですかね。でも、1 ページの方だと、SRM はヒトの食用に利用されているというような書き方になっているので、そういう意味では矛盾があるかもしれません。

○小野寺専門委員 済みません、それはたしか先週辺り、この前質問したんですけれども、その後レンダリング施設に送られてどうなるのかということだったんですが、それは餌にはなるだろうという言い方だったんですね。正常な国だからということで、それが当然餌になるぐらいだから、ヒトが食べてもという話ぐらいの答えになっていたと思います。

○吉川座長 基本的には、非発生国、ここら辺の国は、国内的にはSRMという概念を適用していないんです。ただ、日本を含めて輸出用のものに関して、輸入する方の国で条件を、EVプログラムのように条件を付ける場合には、それに応じてSRMという定義を適用して、そこで除去されたものについては、廃棄処分を取るという格好に、基本的にはしているんだと思うんです。

ですから、広い意味で言えば、特に正常牛の若いのは、SRMという概念を適用していないので、食用に回ったり、飼料に回るということは十分あり得るので、国内暴露の評価のところは、厳密にルールを決めて処理している国に比べると、評価が低いという対応になってきていると思います。

○横田課長補佐 そうですね。資料2なのですが、生体牛の方のSRMの利用というのは、国内全般の話でございまして、後ろの食肉のSRMの除去のところは、国によって回答書の記載ぶりが違うんですけれども、例えばメキシコに関しては、輸出施設に関しての記載だったと思うので、そこら辺で少しずれが出てきているのも一因なのかなと思います。

○吉川座長 少し整理をしないといけないかもしれないですね。

○甲斐専門委員 全体的にオーストラリアでも、輸出許可を持っている施設と輸出許可を持っていない施設がありますね。そういう中で一国について聞いているので、回答者もどういうふうに回答していいのか大変だと思うんです。

○吉川座長 特に、未発生国の場合は発生してしまうと、結構国レベルで基準からルールを決めてくるので対応が明確になりますけれども、自国にBSEがないという、あるいは未発生であるという部分では、必ずしも法的規制があるわけではない。あるいはボランティアベースでやっている場合もあるし、そういう輸出条件に応じてやっているというケースもあるので、確かに回答する方にしてみると、なかなか答えにくい部分があるし、返ってきた回答を読み取る方としても、それなりの矛盾があるかと思うので、ここはもう一回回答書を整理した方がいいかもしれませんね。どのレベルの回答になっているのか、特にそれもあって、日本向けの輸出に関してどうだということを各国にもう一回問い直すことになったと思うんですけれどもね。

○甲斐専門委員 それはいいことですね。日本向けはどうかという聞き方が非常に明

確に答えやすいと思うんです。

○吉川座長 どうぞ。

○横田課長補佐 そういう趣旨で、食肉の方は日本向けに関して各国に聞いた方がいいのだろうということで、そういう整理で今回はまとめさせていただいておまして、生体牛の方の SRM の利用実態に関しては、基本的に生体牛の部分の SRM の利用実態がある程度記載されている国はそれを踏まえて今のところ資料 2 の 1 ページ目の方で評価の方もやっておりますので、そういう流れてできればいいのかなと思っております。

その中でチリとブラジルに関しては、SRM の利用実態のところはわからなかったのを追加で確認をした方がいいだろうという考えで、追加確認の方はまとめさせていただいたところでございます。

○吉川座長 そういう意味で、国全体としての対応がゆるければ、国内暴露の方は全体としては、高いとか中等度とか、その程度で止まってしまいますし、国レベルで SRM を定義して、その利用を停止しているところは、低いとか、非常に低いという対応になっていて、その中で、例えば先ほど言われたように、食肉に関して日本向けにどうなっているというような項目に関しては、追加で質問する。

それから、近年になって導入した国家レベルのものについては、その前がどうなっていることに関して記載がなければ、もう一回尋ねるとするのは、先ほどの生態牛の国内暴露の方の追加質問ということになっているかと思えます。

それ以上、多分いろいろなケースについて全部答えろというのは、答える方として難しいので、一応そういう読み取り方で進めてみるということでもいいですか。

どうぞ。

○山田専門委員 先ほど貿易のデータでどのくらいの実績があるというデータがあったと思うんですけれども、例えば、オーストラリアはたくさん牛肉とかが来ていると思うんですが、オーストラリアから牛肉がどのくらい入っていて、内臓がどのくらい入っていて、MRM までどうかわかりませんが、そういう貿易データというのは、日本側にも存在しているのでしょうか。

○吉川座長 あります。

○山田専門委員 そうすると、それと照合することはできるわけですか。

○吉川座長 向こうに輸出統計はあると思いますけれども、14 か国を始めるに当たってどこの国から、どういう推移で、どのくらいのも物が来ているかということで、たしか自国 40 万トンに対して輸入 60 万トンでしたか、その中で、かつてはアメリカですけれども、

今は、オーストラリア、ニュージーランドが9割以上、食肉のもので占めているというデータが一番最初の自ら評価をスタートするときの輸入統計データとして、各国14か国、かなり品目別に輸出と輸入のデータを見せていただいたことが最初のころにありました。

○山田専門委員 それは、牛肉とか内臓とかMRMとか、そういう種別に分けられたデータというのは存在しているんですか。

○吉川座長 牛肉、内臓、それから加工品の中で主だったものは、たしか一覧表として整理されたと思うんですけども、ただ、そのころ機会回収肉がどういう格好でという議論は全くなかったんで、ほとんど注目は内臓と食肉という格好だったと思います。資料は事務局の方にあると思います。ありますね。

○横田課長補佐 はい。

○吉川座長 必要であればまた事務局の方から出して、ちょっと古くなってしまったので、記憶がだんだん消えていってしまったかもしれない。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、一応、今日の議論を受けて、多少項目で整理するあるいは追加の中での質問事項の様式に関して、直す部分もあるかと思えますけれども、それを含めて、事務局の方からもう一回最終的にこういう格好で出すという答えを1週間以内にもらうということは可能ですかね。

○横田課長補佐 そうしましたら、本日出た意見を踏まえまして、こちらの方で修正したバージョンを後日メールで確認させていただき手続きを取りたいと思いますので、もし万が一追加があれば、来週中ぐらいまでにいただければ、それも反映させることは可能だと思います。

○吉川座長 わかりました。では、一応来週末ぐらいまで、もし、今日議論した中で、少し急がせてしまったこともありますので、冷静に考えて、これを追加しておいてもらった方がいいというのがあれば、事務局の方に直接知らせてください。事務局の方はそれを踏まえて、大体来週末ぐらいまでに最終的な質問状の整理をしてもらって、各委員に確認を取る、そういう段取りでいいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 では、そういう段取りで進めていただけますか。少し駆け足っぽいところもありましたけれども、一応、オーストラリア、メキシコ、チリ、ブラジル、ハンガリーの5か国について暫定評価の整理とそれに関する追加質問事項の議論が終わったと思います。

今日、新しく資料が来ましたが、パナマ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラスの新たに4か国について、分析と整理が終わって、今日、資料をいただいたので、なかなか委員の方は忙しいので、またかという部分もあるかと思いますが、次回からはそちらを含めて評価を進めていきたいと思いますので、是非資料に目を通して、今日追加し質問の事項で明らかになった部分もありますので、そういう点も含めて次回までに各自見ておいていただきたいと思います。

それでは、本日の議題は以上です。長時間にわたる御審議、どうもお疲れさまでございました。

次回については、日程調整の上、お知らせしますので、よろしくお願ひします。

今日は、どうもありがとうございました。